運営会議録

会議名称	令和７年度　伊達市高齢者虐待防止ネットワーク運営会議
開催日時	令和７年６月９日（月）14 時 00 分～14 時 50 分
場　　所	市役所２階会議室Ｂ
出 席 者	委員 11 名（欠席：１名）
議　　題	（１）令和６年度高齢者虐待に対する取組について （２）令和６年度高齢者虐待対応の事例について

【会議の概要】

■開会

挨拶（健康福祉部長）

■副議長の選出

伊達市高齢者虐待防止ネットワーク運営会議設置要綱第３条第２項により、荻野委員を指名

■報告及び協議事項（佐々木議長議事進行）

（1）高齢者虐待に対する取り組み結果について

事務局より資料１に基づき説明

≪質疑応答≫

委　　員：認知症高齢者の見守りとしてＧＰＳの貸出について１名しかいないがどのように周知しているのか。

事 務 局：広報などで周知している。

委　　員：周知が足りないのではないか。

事 務 局：ご意見を踏まえ、どのような周知ができるか市として検討したい。

委　　員：４月から「ながら見守り隊」がスタートしている。それらとタイアップするなどしてはどうか。ながら見守り隊は制服を着た人だけがするのではなく、一般の人が高齢者や子供を意識を持って見守るということが自然に取り組まれるべき。しっかり周知し、活用しなければもったいない。これが社会的に認められれば伊達発祥の取り組みとしてクローズアップされるのでは。

事 務 局：関係課と連携の上検討していきたい。

（2）高齢者虐待対応の事例報告

事務局より資料２に基づき説明

≪質疑応答≫

委　　員：年をとると気が短くなると聞くが、脳の働きというのはどうなのか。

委　　員：若い時は２重３重に防御する仕組みがあるが、年齢を重ねるにつれ脳の抑制系が狭くなることにより、怒りが行動化したときに歯止めが利かなくなる。医療の現場でも、認知症のプロセスの中で怒りをいかに抑制するのかが難しく、薬剤の処方も工夫されている。精神科では、怒りの衝動といったものを少しでも穏やかにできる方法というものを、薬物だけでなく人の対応の在り方も含め工夫していかなければならない難しい問題である。

委　　員：具体的な数字を法務局に連絡した際に、第３者の介入を望まないという人もいるが相談件数はそれなりにいる。室蘭支局によると、室蘭・登別にはたくさん相談があるが、伊達市

は昨年もその前もない。室蘭市や登別市では、あざがあるなど同じような状況があり、第３者機関が相談窓口を紹介するが、本人が家族から家から出て行けと言われたら困るという場合もあり、家族からも相談がしやすいルート・仕組みをいかにつくるかが課題。擁護委員の方でも相談しやすい環境をいかに構築するかが重要であると考える。

委　　員：養護施設の職員には虐待という意識はなかったのか。

事 務 局：当事者には認識がなく、職員の人事異動により新しく来た職員がおかしいと気づき問題が発覚した。下着に手を入れて皮膚を掻きむしる、便を触るといった行動を防ぐための苦肉の策として施設の方がつなぎのような服を自作し使用していたが、手を入れられなくすることも身体拘束にあたる。他の方法や期間の検討、家族も含めた組織としての合意形成など、必要な手続きを踏む必要がある。それらのことが行われていなかったため虐待認定されたものである。

委　　員：代替性、一時性、緊急性のいわゆる３原則。これを施設として虐待防止委員会として検討し、どうしても必要という場合は家族にも説明をして同意を得る必要がある。仮に適正な検討などを行っていれば虐待認定されないのか。

事 務 局：内容が適正であれば虐待とはみなされないが、内容が不十分であれば、虐待とみなされる場合がある。

委　　員：身体拘束は、基本的にはやらないということになっているが、どうしてもやらなければならないという場合に、きちんと検討がなされていれば、虐待認定をされないという押さえでよいのか。

事 務 局：適正な検討がなされていれば、市として虐待という認定にはならないという押さえとなる。

■その他

≪質疑応答≫

委　　員：他町の民生委員の話で、訪問時に夫が対応し、部屋の奥にいた要介護者である妻がハンドサインをしているのに気づき、対応につながったケースがあった。このような場合、要介護者と関係機関の双方がそのことを知らないと対応できないので、どのように普及するべきかと考えていた。市としてはどう考えているか。

事 務 局：ハンドサインについて、知識の共有が内部でも必要だし、民生委員全体にも知っていただき輪を広げていく必要がある。今後どのように広げていくか考えていきたい。

委　　員：ハンドサインはケアマネや医療関係者には結構知られている。ハンドサインだけでなく、白杖でも、立てて持ち上げているとＳＯＳのサインのなど、色々な種類がある。こちらも勉強しながら、民生委員への出前講座を行うなどして連携を深めていけたらと思う。

●ノーリフティングケアについて説明
●エンディングノートについて説明
●認知症サポーター養成講座について説明

■閉会

挨拶（荻野副議長）

令和６年度高齢者虐待に対する取組について

資料1

※（　）内、令和５年度実績

１．高齢者虐待の周知啓発　関係機関への研修

取組内容	実績等
・広報掲載 ・市ホームページへの掲載	・「高齢者虐待を防ぎましょう」　　９月号　１回（１回） ・防ごう「高齢者虐待を防ぎましょう」　通年

２．権利擁護事業の実施

取組内容	実績等
伊達市成年後見支援センターの運営（令和２年４月開設）	相談件数　延133件（延167件）

３．認知症対策の実施

取組内容	実績等
認知症高齢者の理解の普及	・認知症ガイドブックの配布・据え置き ・認知症出前講座　0件 ・認知症サポーターの養成　295名（439名） うち　小学生　76名（283名） 中学生　2名（1名） 高校生　31名（0名） 一般市民　186名（155名）
認知症高齢者見守り事業の実施	・GPSの貸出　新規0名（0名）、継続0名（1名） ・反射シール　申請9名（6名）
事業者協力による高齢者等地域見守り活動（もしかしてネット）の継続運用	・協力事業所　136か所（137か所） ・異変通報件数　16件（20件）
関係機関との連携体制	・定例会議の開催　4回（4回） （認知症疾患医療センター、伊達市地域包括支援センター、市認知症対策担当者）
認知症初期集中支援チーム活動	・支援者　17名（14名）　うち新規13名(10名) ・チーム員会議開催　12回（12回）

４．虐待相談・通報への対応

取組内容	実績等
高齢者虐待等通報への対応	通報・相談件数　31件（14件）　※資料２参照

令和６年度高齢者虐待対応の事例について

資料2

１．高齢者虐待等の状況

１）通報・相談者数と対応状況

※全事例、事実確認済

		R6	R5	R4	R3	R2
養介護施設従事者等による高齢者虐待		12	0	0	1	1
	事実が認められた	2	0	0	0	0
	事実が認められなかった	10	0	0	1	1
養護者による高齢者虐待		19	14	3	14	20
	虐待を受けたと判断した	3	1	0	2	2
	虐待ではないと判断した	16	13	3	12	18

２）通報・相談者の内訳

		R6	R5	R4	R3	R2
養介護施設従事者等による高齢者虐待		12	0	0	0	0
	高齢者本人	0	0	0	0	1
	当該施設職員	12	0	0	1	0
養護者による虐待通報		19	14	3	14	20
	介護支援専門員	5	1	1	0	2
	介護保険事業所職員	0	0	0	1	1
	医療機関従事者	0	0	0	1	0
	近隣住民・知人	0	1	0	1	0
	民生委員	0	1	1	0	0
	被虐待者本人	2	2	0	0	1
	家族・親族	2	2	0	2	1
	虐待者自身	0	0	0	0	0
	市役所職員	0	0	0	0	1
	警察	10	6	1	9	11
	その他　成年後見支援センター	0	1	0	0	0
	その他　消防	0	0	0	0	2
	その他　LSA	0	0	0	0	1
	不明（匿名を含む）	0	0	0	0	0

・通報件数は年度によってばらつきが見られる。通報件数すべてに対し市・包括担当職員がペアを組み、虐待・被虐待（疑い）者双方との面談及び電話連絡を行っている。
（1事例につき、4名以上の市・包括担当職員が対応している。）
・令和6年度は2施設からの通報があり、養介護施設従事者等による虐待件数が例年より多かった。
・被虐待者本人もしく家族・親族が警察へ相談するケースが多く、警察からの通報件数が最も多い状況となっている。
・介護保険事業所は入浴時支援時に、あざ等の異変を見つけ、通報につなげるケースが多い。

２．養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

１）虐待類型別

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		2	0	0	0	0
	身体的虐待	2	0	0	0	0
	介護・世話の放棄・放任	0	0	0	0	0
	心理的虐待	0	0	0	0	0
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0	0	0

◆被虐待者のうち身体拘束の有無

	R6	R5	R4	R3	R2
あり	2	0	0	0	0
なし	0	0	0	0	0

２）性別・年齢

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		2	0	0	0	0
性別	男性	2	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0
年齢	65歳未満障害者	0	0	0	0	0
	65～69歳	0	0	0	0	0
	70～74歳	1	0	0	0	0
	75～79歳	0	0	0	0	0
	80～84歳	0	0	0	0	0
	85～89歳	1	0	0	0	0
	90～94歳	0	0	0	0	0
	100歳～	0	0	0	0	0

３）要支援・要介護状態区分

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		2	0	0	0	0
	要支援１	0	0	0	0	0
	要支援２	0	0	0	0	0
	要介護３	1	0	0	0	0
	要介護４	0	0	0	0	0
	要介護５	1	0	0	0	0

３．養護者による高齢者虐待の状況

１）虐待類型別

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		3	1	0	2	2
	身体的虐待	3	1	0	2	2
	介護・世話の放棄・放任	1	0	0	0	0
	心理的虐待	1	0	0	0	0
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0	0	0

※類型重複あり

◆被虐待者のうち認知症診断

	R6	R5	R4	R3	R2
あり	1	1	0	1	2
なし	2	0	0	1	0

２）性別・年齢

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		3	1	0	2	2
性別	男性	2	0	0	0	0
	女性	1	1	0	2	2
年齢	～74歳	0	0	0	0	1
	75～84歳	2	1	0	1	1
	85歳～	1	0	0	1	0

３）要支援・要介護状態区分

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		3	1	0	2	2
	未申請	0	0	0	0	0
	申請中	0	0	0	0	0
	認定済み	3	1	0	2	2
	自立	0	0	0	0	0

４）要支援・要介護状態区分

		R6	R5	R4	R3	R2
虐待対応数		3	1	0	2	2
	要支援１	0	0	0	0	0
	要支援２	0	0	0	0	0
	要介護１	1	0	0	1	1
	要介護２	0	0	0	1	0
	要介護３	1	1	0	0	1
	要介護４	0	0	0	0	0
	要介護５	1	0	0	0	0

◆被虐待者のうち介護保険サービス利用

	R6	R5	R4	R3	R2
あり	3	1	0	2	2
なし	0	0	0	0	0

・養護者は同居の配偶者、息子、娘が多く、身近で介護を担っているケースがほとんどである。
・虐待の要因となる介護ストレスについて、認知症への対応や排泄の介助に負担を感じているケースが多い。養護者のほとんどは一人で家事・介護を担い、日々繰り返される介護にストレスが高まり、虐待に至るという状況が見られる。

５）養護者の状況

	R6	R5	R4	R3	R2
配偶者	3	0	0	0	2
内縁の夫	0	0	0	0	0
息子	0	0	0	2	0
娘	0	1	0	0	0

6)虐待の要因

	R6	R5	R4	R3	R2
介護ストレス	2	1	0	2	2
元からの関係性	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0